

御説明資料

令和4年3月23日

I. はじめに

個人情報保護法に関する主な経緯

2003年 (平成15年) **個人情報保護法成立** (2005年 (平成17年) 全面施行)

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年 (平成27年) **個人情報保護法改正** (2017年 (平成29年) 全面施行)

3年ごとに見直し規定が盛り込まれる
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年 (令和2年)
6月成立・公布 **3年ごとに見直し規定に基づく初めての法改正**

令和2年改正法

2021年 (令和3年)
5月成立・公布 **デジタル社会形成整備法※に基づく法改正 (官民一元化)**

令和3年改正法

※ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号) 第50条及び第51条

令和2年改正法と令和3年改正法

令和2年改正法

令和4年4月全面施行

いわゆる3年ごと見直し規定に基づく改正

個人の権利利益の保護と活用の強化、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応、AI・ビッグデータ時代への対応等

- ✓ 利用停止・消去等の拡充、漏えい等の報告・本人通知
- ✓ 不適正利用の禁止
- ✓ 仮名加工情報の創設、個人関連情報の第三者提供制限
- ✓ 越境移転に係る情報提供の充実 等

令和3年改正法

令和4年4月一部施行
(地方部分は令和5年春頃施行)

デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

Ⅱ. 令和2年改正法について

令和2年改正法の概要

1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

(※)本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
(※)一定の類型(要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害)、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。

(※)現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる(法人重科)。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

○ 仮名加工情報の創設

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

現 行	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ● 「個人情報」に該当するものは 一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用目的の制限 ● 利用目的の通知・公表 ● 安全管理措置 ● 第三者提供の制限 ● 開示・利用停止等の請求対応 等 <p>※ 個人データ、保有個人データに係る規律を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「仮名加工情報」として加工すれば、 個人情報に該当しても、以下の義務は適用除外 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用目的の変更の制限（§15 [§17] ②） ⇒ 新たな目的で利用可能 ※ 本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件（§35の2 [§41] ⑥～⑧） ② 漏えい等の報告等（§22の2 [§26] ） ③ 開示・利用停止等の請求対応（§27～§34 [§32～§39] ） ● 作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能 <p>※（仮名加工情報ではない）通常の個人データとして取り扱う限り、当該「個人情報」に一定の加工が施された情報も含め、本人同意の下で第三者への提供が可能</p>

○匿名加工情報と仮名加工情報の加工基準の違い

	仮名加工情報	匿名加工情報
定義	<u>他の情報と照合しない限り</u> 特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報	特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を <u>復元することができない</u> ように加工された個人に関する情報
加工基準	<u>特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換</u> （規則第31条第1号）	<u>特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換</u> （規則第34条第1号）
	<u>個人識別符号の全部の削除又は置換</u> （規則第31条第2号）	<u>個人識別符号の全部の削除又は置換</u> （規則第34条第2号）
	—	個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を <u>連結する符号の削除又は置換</u> （規則第34条第3号）
	—	<u>特異な記述等の削除又は置換</u> （規則第34条第4号）
	—	<u>その他の個人情報データベース等の性質を勘案した適切な措置</u> （規則第34条第5号）
	不正利用されることにより <u>財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換</u> （規則第31条第3号）	—

○ 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比 (イメージ)

(参考)

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	<ul style="list-style-type: none"> 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない 対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の個人を識別することができず、復元することができない 本人が一切分からない程度まで加工
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、 通知・公表等)	○	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的の変更は可能 本人を識別しない、内部での分析 利用であることが条件 	× (規制なし)
利用する必要がなくな ったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供時の 同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	× (同意不要)
開示・利用停止等 の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

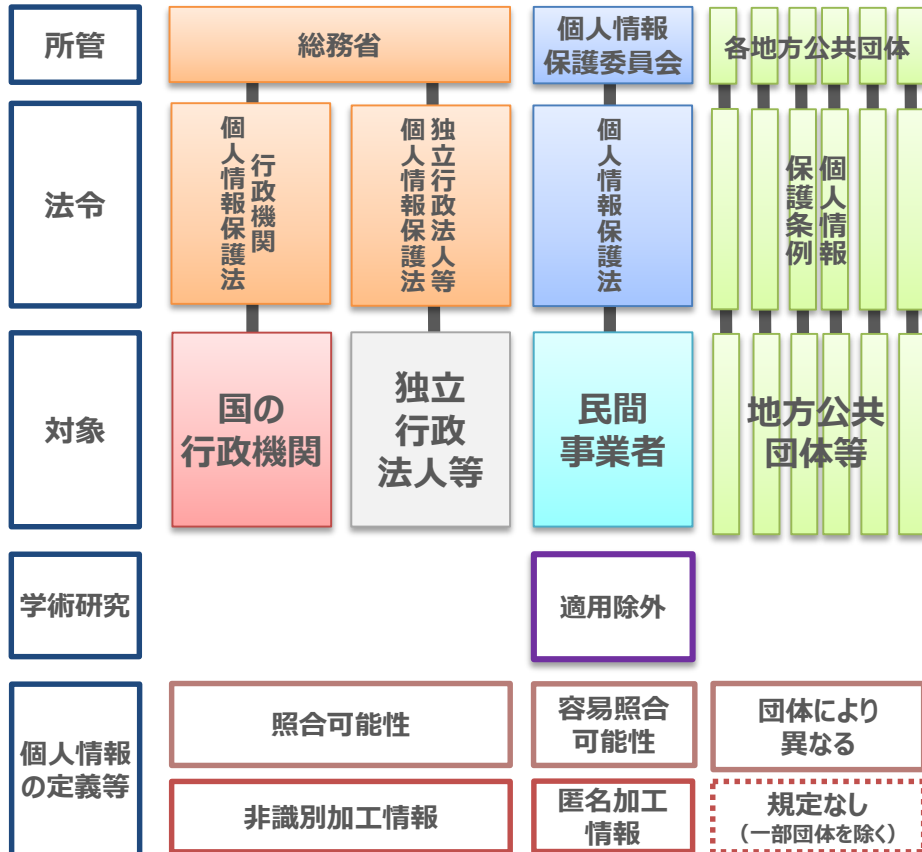
※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

Ⅲ. 令和3年改正法について

令和3年改正法の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

- **現行**の個人情報保護法は、**学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外**としている。
- **令和3年改正法**により、民間部門の学術研究機関にも**個人情報保護法の規律**（安全管理措置（第23条）、本人からの開示等請求への対応（第33条等）等）が**適用**されることとなる。
- また、**学術研究を行う独立行政法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人**についても、**民間学術研究機関等と同様の規律が適用**されることになるが、**開示等や行政機関等匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用**される。
- その上で、**学術研究目的で個人情報を取り扱う場合**には、① 利用目的による制限（第18条）、② 要配慮個人情報の取得制限（第20条第2項）、③ 個人データの第三者提供の制限（第27条）など、**研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定**を置いている。

1. 利用目的変更の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合

2. 要配慮個人情報取得の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合

3. 第三者提供の制限の例外 ※

- 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など

4. 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定。
 - 当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守。
 - 個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表（努力義務）。

5. 規律移行法人等

- 国公立の病院、大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人等）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ただし、開示、訂正及び利用停止に係る取扱いや行政機関等匿名加工情報の提供等については、公的部門の規律が適用される。

※**個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。**

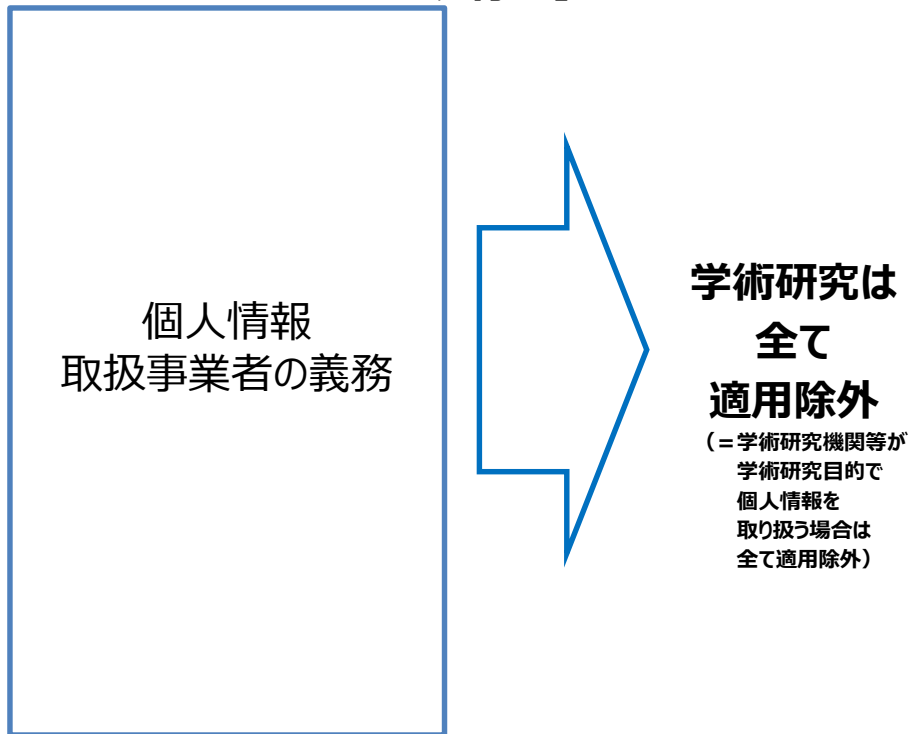
※**その他、外国第三者提供の制限（第28条）、第三者提供の確認記録義務（第29条・30条）等も例外となる。**

学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

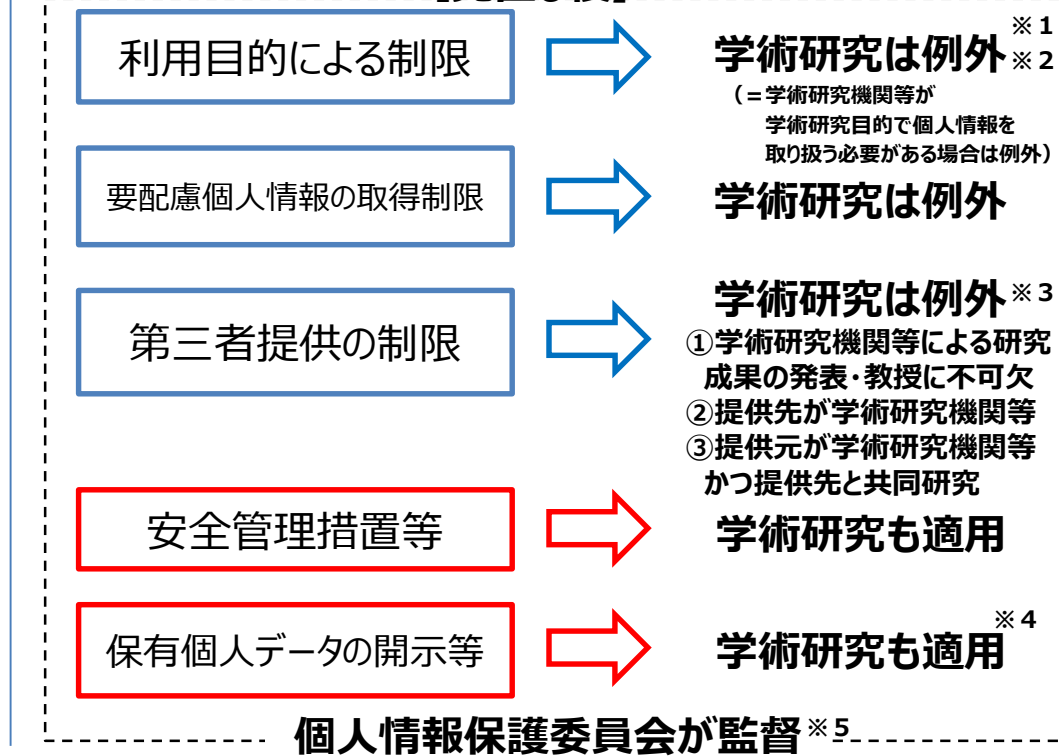
（参考）

- EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについてもGDPRに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化する。**
- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、第146条第1項の趣旨を踏まえ、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする。**また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】



【見直し後】



- ※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）
- ※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない
- ※3 その他、外国第三者提供の制限（第28条）、第三者提供の確認記録義務（第29条・30条）等についても例外
- ※4 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
- ※5 利用目的の特定・公表（第17条・21条）、不適正利用・取得の禁止（第19条・20条1項）、漏えい報告（第26条）も適用